

令和8年度 飯田市中心企業版 SBT 認定取得支援事業申込規約

本利用規約は、飯田市（以下「本市」という。）が行う飯田市中心企業版 SBT 認定取得支援事業（以下「本事業」といいます。）の利用条件等を定めるものです。本事業の利用者（以下「利用者」といいます。）は、本規約に同意の上、本事業に申し込むものとします。

（趣旨）

第1条 本事業は、市内事業者の脱炭素経営を伴走的に支援し、モデル的に SBT 認定取得事業者を創出し、その展開を図ることにより、この地域における世界基準の脱炭素経営の加速度にを推進することを目的として、本市が e-dash 株式会社との業務委託契約により実施する公的施策です。

（対象者）

第2条 本事業の利用対象者は、以下の条件をすべて満たす事業者とします。

- (1) 大企業又はみなし大企業でないこと。
- (2) 飯田市の区域内に事務所、事業所等を有すること。
- (3) 納付すべき市税について滞納がないこと。
- (4) 飯田市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 本事業への参加申込の時点で、第2号の事務所、事業所等において現に事業を営んでいること。
- (6) 主たる業種が日本標準産業分類上の宗教業又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業等でないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業実施に当たり本市又は e-dash 株式会社から示される要件、誓約事項等を遵守すること。
- (8) 中小企業版 SBT 認定取得要件を満たしていること。

2 前項第1号の大企業は、次の表に掲げる規模を超える事業者とします。

業種	資本金の額（又は出資の総額）	常時使用する従業員の数
製造業、その他 （ゴム製品製造業を除く）	3億円	300人
ゴム製品製造業	3億円	900人
卸売業	1億円	100人
小売業	5,000万円	50人
サービス業 （ソフトウェア業、情報処理 サービス業、旅館業を除く）	5,000万円	100人
ソフトウェア業、情報処理サ ービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人

3 前項第1号のみなし大企業は、次のいずれかに該当する事業者とします。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している場合
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している場合
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている場合

(4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を第1号から前号までに該当する中小企業者が所有している場合

(5) 第1号から第3号までに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている場合

4 前項第8号の中小企業版 SBT 認定取得要件は、以下の条件をすべて満たす事業者とします。

(1) 以下の条件をすべて満たす事業者であること。

ア Scope 1 とロケーション基準の Scope 2 の合計値が 10,000t-CO2e 未満

イ 金融機関セクターまたは石油・ガスセクターに分類されていない

ウ SBTi が策定したセクター固有の基準を使用して目標を設定する必要はない

エ 親会社を持つ場合、その親会社の事業が通常版 SBT に該当しない

(2) 以下の条件のうち、3つ以上を満たす事業者であること。

ア 従業員数が 250 人未満

イ 売上高が 5,000 万ユーロ未満

ウ 総資産が 2,500 万ユーロ未満

エ 森林、土地及び産業セクターに分類されていない

(事業の内容)

第3条 本事業の内容は以下の通りとします。詳細は別に締結する e-dash 株式会社とのサービス利用契約によります。

(1) 中小企業版 SBT 認定申請

(2) 情報開示支援

(3) CO2 排出量の削減に向けた計画策定

(4) CO2 排出量の削減に向けた提案

(5) 脱炭素経営のためのオンライン相談の実施

(申込及び決定)

第4条 本事業への申込は、本市が別途設けるオンラインの申込フォームから行うものとします。

2 本市は、前項による申込があったときは、当該申込の内容を確認し、e-dash 株式会社へ情報提供を行う。e-dash 株式会社は、提供された情報を確認し、事業対象者であるか判定し、適切であると認めるときは、e-dash 株式会社が別途設けるオンラインの申込フォームを、当該申込を行った事業者へ送付する。

3 e-dash 株式会社は、前2項による申込があったときは、当該申込の内容を確認し、適切であると認めるときは、当該申込を行った事業者を本事業の対象者として決定します。

(費用負担)

第5条 本事業は、中小企業版 SBT 認定の取得を支援するものであり、中小企業版 SBT 認定を取得する際に必要な費用については、利用者の負担となります。

(利用条件)

第6条 利用者は、以下の条件に同意するものとします。

(1) 第1条に掲げる主旨に則り、誠実に本事業に取り組むこと。

(2) 本市の求めに応じ、本事業に関する必要な情報や資料を提出すること。

(3) 本事業により支援を受けた内容について、本市がその事実（事業者名を含む。）を公表することがあること。

(4) 本事業により支援を受けた内容について、本市が行う啓発活動に協力すること。

(5) 本事業の終了後も、脱炭素経営の継続に向けた経営努力を行うこと。

（禁止事項）

第7条 利用者は、以下の行為をしてはなりません。

(1) 他の利用者、第三者、本市又は e-dash 株式会社の権利・利益を侵害する行為

(2) 虚偽の申請や報告を行う行為

(3) 不正な手段により支援を受ける行為

(4) 前各号に掲げるもののほか、本事業の運営を妨げる行為

（支援の取消）

第8条 本市は、利用者が本規約に違反した場合又は第4条第1項の規定による申込に虚偽の内容が含まれることが判明した場合は、同条2項の決定を取り消し、既に行われた支援に関する対価の請求等を行うことができるものとします。

（免責事項）

第9条 本市は、本事業の利用又は提供の中止・終了により生じた利用者又は第三者の損害について、一切の責任を負いません。

（個人情報の取扱い）

第10条 本市は、本事業に関連して取得した個人情報を、関係法令に基づき適切に取り扱うものとします。

（規約の変更）

第11条 本市は、必要に応じて本規約を改定することがあります。改定内容は、本市のウェブサイト等で公表するものとし、公表日以降の利用には新たな規約が適用されます。

附 則

本規約は、令和8年6月10日から施行します。